

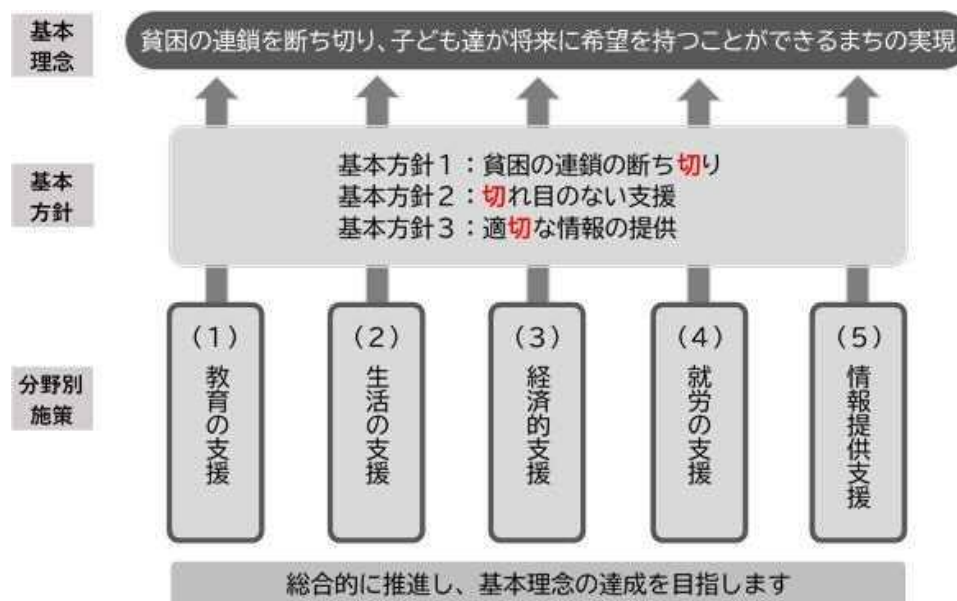
藤井寺市子どもの未来応援プラン ～子どもの貧困対策推進計画～ 令和6年度実績報告

令和7年9月時点

I 計画の考え方／推進体制

1. 計画の基本的な考え方

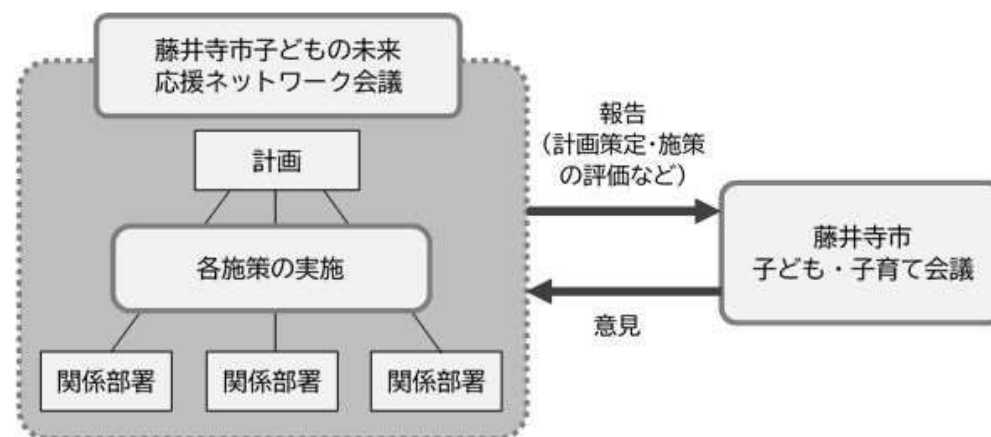
実態調査において示された課題を踏まえ、基本理念と3つの基本方針を設定したうえで国の「子供の貧困対策に関する大綱」との整合を図りつつ、継続的に取り組む事業を5つの分野に分類し効果的かつ総合的に子どもの貧困対策を推進します。



2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・福祉・健康・就労等の幅広い分野において課題を共有し、支援の充実を図るための庁内連携体制の確立を図ります。関係部局によって構成される「藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議」を設置し、本計画に基づく事業の実施状況及び課題を共有し、今後の事業の方向性(拡充・縮小・新規事業追加等)について検討し、会議内でとりまとめます。

また、子ども・子育て会議においても計画の進捗状況を報告し、意見聴取を受けて取組の改善を図るとともに、必要に応じて計画の追加・修正を検討します。



Ⅱ 分野別の取組状況

1. 教育の支援

◆施策の方向性

全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず自分らしい進路を選択できるよう、安心して学ぶことのできる環境づくりや学習支援、多様な体験・経験の機会の提供等を行い、教育と福祉の連携による支援の充実を図ります。

◆主な施策の取組状況(令和6年度実績)

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
1	幼児教育の無償化	3歳から5歳児の幼稚園保育料を無償化する。	こども育成課	国の制度に基づいた無償化を実施。	継続	
2	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒が抱える問題に対して、福祉の観点から、支援を行うスクールソーシャルワーカーを各小・中学校へ派遣する。	学校教育課	いじめ、不登校、問題行動等に対応するため社会福祉等の専門的な知識及び技術を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員、支援人材、関係機関等とのネットワークを活用した支援、相談及び連携体制を整備し、課題の解決を図った。 【成果実績】 ・SSW 2人 ・3 時間×207 回=621 時間	拡充	R7～ SSW3 名体制

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
3	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒やその保護者、教職員に対して、カウンセリング等による支援を行う。	学校教育課	中学校に週に1回程度、小学校に月に1回程度配置し、児童・生徒、保護者、教職員に対してカウンセリングを行う等して、相談体制の強化を図った。 【成果実績】 <年間開設日数> ・小学校 84 日 ・中学校 105 日	継続	
4	教育相談・テレフォン教育相談	小学生から高校生までの子どもと保護者を対象に、教育相談員が不登校・いじめ・発達など、教育に関する悩みの相談を実施する。	学校教育課	市民からの教育相談業務の実施や、教育支援センターの指導及び運営の支援を実施した。 【成果実績】 ・年間開設日数 149 日	継続	
5	放課後「ゆめ」教室	中学校で地域人材による「学習アドバイザー」を活用し、放課後の学習支援を行い、学力向上と学習習慣の定着を図る。	学校教育課	全ての生徒が基礎学力を確実に身に付けることができるよう、年間を通して、中学校3校が放課後に、学生ボランティアや「学習アドバイザー」を活用し、生徒の自主的な学習支援を行った。 【成果実績】 ・年間実施回数 80 回 ・参加生徒数(延べ数) 696 人	継続	
6	教育支援センター	不登校傾向にある小中学生に対して、その子にふさわしいプログラムに基づいて教育・支援の活動を行う。	学校教育課	心の居場所を求めている子どもたちの気持ちを受け止め、個々に応じた活動を通して、社会的な自立に向けての援助を行った。 【成果実績】 ・年間開設日数 152 日	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
7	学力向上推進支援事業	市内全ての小・中学校において、市独自で学力向上に取り組む。	学校教育課	学力向上プラン「主体的に学習に取り組み、アウトプットする力の育成 ～子ども主体の”学び方”への転換～」に向けて、各校の研究授業や学識経験者の招聘を計画通り実施することができた。 【成果実績】 全国学力学習状況調査質問紙 ＜主体的な学びの肯定的な回答の割合＞ ・R6 年度 【小】82.2% 【中】73.2% ＜アウトプットの肯定的な回答の割合＞ ・R6 年度 【小】64.7% 【中】63.8%	継続	
8	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費の一部や給食費等の必要な援助を行う。	教育総務課	経済的に困難な小・中学生の保護者に学用品費、給食費等を支給した。 【成果実績】 ＜認定者数(受給率)＞ ・小学生 477 人(16.7%) ・中学生 277 人(15.6%)	継続	
9	特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校の特別支援学級などに在籍している障害のある児童・生徒の保護者に対して、世帯の所得に応じて、学用品費や給食費等の一部を支給する。	教育総務課	小・中学校の特別支援学級に在籍していて、経済的に困難な児童・生徒の保護者に学用品費や給食費等を支給した。 【成果実績】 ＜認定者数(受給率)＞ ・小学生 109 人(51.9%) ・中学生 38 人(55.9%)	継続	
10	藤井寺市高等学校等入学準備金	準要保護の認定を受けている、高等学校等に進学しようとする生徒の保護者に対して、入学に要する費用の一部を支給する。	教育総務課	準要保護の認定を受けた生徒のうち、高等学校等に進学予定の生徒の保護者に対し、入学に要する費用の一部として 1 万円を支給した。 【成果実績】 ・支給数 67 人	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
11	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の小中学生を対象に無料の学習支援を行い、学習機会の確保や学習習慣の定着を図る。	こども育成課	対象となる児童がいる児童扶養手当受給者に対して案内を送付。また、広報・HP・LINE 等を活用して事業周知を行った。また、年度の途中で新たにひとり親となった家庭に向け追加募集を行った。 【成果実績】 ・決定人数 53 人(定員 65 人)	継続	
12	生活困窮者自立支援事業(こどもの学習支援事業)	生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、教育委員会と連携し学習支援を行う。 ※ 学校教育課で実施している放課後「ゆめ」教室の一部として実施。	生活支援課	放課後「ゆめ」教室事業として実施した。	継続	
13	教育コミュニティづくり推進事業(各小・中学校)	小・中学校の放課後や週末に安全で安心な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域のボランティアの方々の参画、学校の協力を得て、教育・体験事業を実施する。小学校放課後児童会とも連携する(元気広場)。	生涯学習課	小学校では放課後子ども教室推進事業により、運動場遊びや学習活動、企業プログラムを活用した体験活動を通して放課後の居場所づくりを行った。中学校では学校支援地域本部事業として、地域人材との交流を行った。 【成果実績】<延べ参加人数> 小学校 5,089 人 中学校 2,052 人	継続	
14	小・中学校における学校給食	小中学生を対象に、給食センターから完全給食を提供する。	学校教育課	小中学生を対象に、完全給食を実施した。また、令和6年度に給食費を値上げしたが、年間を通じて値上げ分の費用負担を行った。 【成果実績】 <保護者負担額> ○小学校：月額 400 円(値上げ分)補助 低:4,050 円/月、中:4,150 円/月、 高:4,250 円/月 ○中学校：月額 450 円(値上げ分)補助 4,700 円/月	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
15	スクールフレンド活用事業	子どもたちが、幅広い人とのふれあいを経験できるよう、保育補助を希望する大学生等を幼稚園に派遣する。	こども施設課	希望者がいなかったため、派遣することができなかった。	継続	
16	社会人等指導者活用事業	幼稚園・保育所において、外部の人材を活用し、多彩な活動を通して子どもの体験の機会を増やす。	こども施設課	市立幼稚園・保育所・こども園で行事や活動の充実のため、音楽、人形劇、ダンスや体操教室などの外部人材を活用した。 【成果実績】 ・市立幼稚園 30 回 ・市立保育所 14 回 ・市立こども園 9 回	継続	
17	キャリア教育の推進	小学5年生を対象に、挫折や苦労を通して自身の夢を実現したり、現在夢に向かって進んでいる人の体験談などを聞くことで、学ぶことへの関心を高め、自ら未来を切り開く力を養うことを目的として、「ゆめ・心のプロジェクトドリーム・プレゼンター学校派遣事業」を実施する。	学校教育課	子どもたちが夢や希望を持ち、学ぶことへの関心を高め、豊かな人間性や社会性を身に付けるとともに、自ら未来を切り開く力を養える動機づけとなるよう各小学校において、ドリームプレゼンター事業を計画、実施した。 【成果実績】 ・実施校 7 校	継続	

2. 生活の支援

◆施策の方向性

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の充実に取り組みます。保護者の社会的孤立を防ぎ、安心して子育てを行える環境づくりを推進するとともに、子どもの安定した日常生活習慣の確立を図ります。

◆主な施策の取組状況(令和 6 年度実績)

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
1	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、育児に関する助言や指導等の支援を行う。	子育て支援課	他機関や他の相談窓口からの紹介を受け、家庭訪問を通じて、育児不安や不適切養育の改善を目的に、一定期間の継続支援を行った。 【成果実績】 ・対象家庭 3 件(延べ 21 回訪問)	拡充	R7～養育支援事業推進員の雇用を 1 名→2 名に増やして事業を実施。
2	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭に対し、看護師・保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスへとつなげる。	健康・医療連携課	生後 4 か月頃までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・看護師による訪問指導を実施した。 【成果実績】 ・実施数 337 人・334 戸	継続	
3	妊産婦・乳幼児保健指導	妊産婦から乳幼児期を通して、様々な保健指導の機会(母子健康手帳交付、妊産婦健康診査、マタニティ教室、乳幼児健康診査、予防接種、妊産婦・乳幼児訪問、健康相談など)に保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等が健康や育児に関する相談を実施する。	健康・医療連携課	支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家族に対し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士等が面接・電話・訪問による保健指導等を実施した。 ※(こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業・こども家庭センター業務(母子保健機能分)含む。) 【成果実績】 ・面接・電話 延べ 4,856 人 ・訪問 延べ 1,123 人	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
4	母子生活支援施設	18 歳未満の児童を養育する母子世帯の母親で、児童の養育が十分にできない状況にある場合に、児童と一緒に入所できる児童福祉施設を確保し、生活・育児の相談を行い、母子の自立を支援する。	子育て支援課	他の相談窓口や他の制度とも連携し、支援を必要とする世帯を把握し、適切な措置ができるよう努めた。 【成果実績】 ・措置件数 2 件	継続	
5	生活保護世帯に対する生活支援等の実施	様々な理由で、収入や資産等が少なく生活が困難な人に対し、国が定める最低限度の生活を保障しながら、自立した生活ができるよう支援する。	生活支援課	生活に困窮する母子家庭等に対し、各種他法による制度活用を含め生活保護制度による支援を実施した。	継続	
6	生活困窮者自立支援事業(相談支援事業)	生活困窮者を対象に、相談支援を行い、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。	生活支援課	相談窓口を設置し、相談支援を実施した。	継続	
7	生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業の相談者のうち、主に家計に問題を抱える方からの家計相談を受け付ける体制を構築した。	継続	
8	子育て短期支援事業	家庭において 18 歳未満の児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や疾患など身体的・精神的負担の軽減が必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を預かる。	子育て支援課	7 施設と契約し、事業を実施した。 【成果実績】 ・契約施設(7 施設) * 児童養護施設 4 か所 * 母子生活支援施設 2 か所 * 乳児院 1 か所 ・利用実績 1 件(延べ 6 日)	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
9	ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭の生活の安定や自立のための相談、離婚前相談等を行う。	こども育成課	窓口や電話などで離婚前相談された方には、市で実施している法律相談の案内や養育費の確保支援事業にかかる補助金および各種手当の情報など、今後必要となる手続きについて情報提供を行った。また、離婚後についても、資格取得など生活の安定や自立につながる制度の案内など継続的に相談を受けた。 【成果実績】 ・離婚前相談 18 件 ・離婚後相談 115 件	継続	
10	ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から小学6年生までの児童とその保護者を対象として、地域で子育ての支援を行う人と支援を受けたい人を結び付け、相互援助活動を促進する。	こども育成課	援助依頼に応えられる援助会員数を確保するため、広報やホームページ、LINE 等で積極的に制度の周知を図った。会員向け交流会については市内の事業者の協力も得て、会員同士が相互の顔合わせの機会を持てるような企画を工夫した。 【成果実績】 ・援助回数 延べ 162 回	継続	
11	地域子育て支援拠点事業	未就学児とその保護者が気軽に集まって交流や相談等ができる場として市内5カ所に地域子育て支援事業所を設置し、保護者の子育てに対する不安感等の軽減を図る。	こども育成課	各施設によるイベントの開催や、相談業務を実施し、子どもと保護者が気軽に集まって交流や相談ができる場を提供した。各拠点はそれぞれにSNS でのイベントや活動の様子の発信を行い、取り組みの周知に努めた。また、市と全ての事業運営者で情報交換できる場を設け、より良い事業運営に努めた。 【成果実績】 ・委託施設 5 か所 ・利用者数(子どものみ) 10,445 人	継続	
12	保育所等の保育料	3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料を無償とし、0歳児から2歳児については家庭の所得状況や子どもの数、要保護等の状況に応じて保育料を軽減する。	こども育成課	多子世帯の保育料軽減のための要件を緩和し、軽減対象を拡充した。	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
13	放課後児童会事業	放課後、保護者が不在となる市立小学校の1～6年生を対象として、各小学校敷地内の教室等で、健全育成のための事業を行う。	生涯学習課	R5 ニーズ調査の結果を受け、試験的にあおぞら学級(藤井寺小学校)とたんぼ学級(道明寺南小学校)で19時まで開設時間を延長した。 ➡4世帯(5人)のみの利用申請であったため、R7からの本格実施は見送り。	継続	
				【成果実績】 ・入会児童数 682 人		
14	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職者または、本人に責のない理由で収入が減少している人のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある人を対象に住居費を支給する。	生活支援課	相談があった対象者に住居確保給付金を支給した。	拡充	R7～家賃の減額が家計改善になると考えられる方に対しての転居費用が支給対象に追加。
15	人権相談	人権擁護委員が人権をめぐる問題をはじめ、様々なトラブルなどについて相談に応じ、問題解決のための助言を行う。	協働人権課	人権についての悩みやトラブルなど様々な相談内容に人権擁護委員が応じ、助言を行った。	継続	
				【成果実績】 ・相談件数 1 件(人権相談は面談のみ実施)		
16	人権悩みの相談室	暮らしの中で起こる様々な人権問題や、女性の人権、DVやセクハラなどの暴力に関する悩みや問題などについて専任の相談員が相談支援を行う。	協働人権課	DV や子どもに関する悩みなどの相談内容に専任の相談員が応じ、助言やエンパワメントを行った。	継続	
				【成果実績】 ・相談件数 289 件 *面談 265 件 *電話 24 件		
17	女性相談窓口	夫婦関係や DV、生活苦など女性が抱えるあらゆる悩みや問題などについて女性相談員が相談支援を行う。	協働人権課	DV や人間関係など女性が抱える様々な相談内容に女性相談員が応じ、助言やサービスにつないだ。 R6 は開設日の増加など充実を図った。	継続	
				【成果実績】 ・相談件数 361 件 *面談 294 件 *電話 67 件		

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
18	障害者等相談	障害のある人やその家族等を対象に生活上の悩みや福祉サービス利用に関する相談支援を行う。	福祉総務課	市役所窓口以外にも、2 か所に委託して相談支援を行ったほか、基幹相談支援センターを設置した。 【成果実績】 ・委託相談支援事業所相談件数 5,635 件	継続	
19	障害児・障害者ふれあい支援センター	障害児及び障害者に対し、安全な環境の下、日中活動の場を提供する。創作活動や運動、レクリエーションなどの余暇活動の支援や、障害児・障害者及び家族に対する相談支援、療育支援、年齢や目的にあった発達検査及び知能検査等を実施する。	福祉総務課	レクリエーションや行事等のイベントを実施しつつ、日中活動の場を提供した。 また、集団療育プログラムなどの療育支援や発達検査及び知能検査等を実施した。 【成果実績】 ・利用者数 5,053 人（うち障害児 725 人） ・発達検査及び知能検査等実施件数 151 件	継続	
20	藤井寺市こども家庭センター	妊娠期から子育て期にわたる相談支援を関係機関と連携しながら実施する。	子育て支援課 健康・医療連携課	妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランを策定して、保健医療又は福祉・子育て支援の関係機関との連絡調整を図ることで、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸成した。 また、18 歳未満の児童のいる家庭及び妊婦のいる家庭を対象に、相談・支援を行うとともに、市の児童虐待相談窓口として、虐待対応を行った。 【成果実績】 ・相談件数 360 件	継続	R6.4 に「藤井寺市こども家庭センター」を設置。 「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)の各機能を統合。

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
21	出産・子育て 応援事業	妊婦や特に 0～2 歳の低年齢期の子育て 家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信 等を行うことを通じて必要な支援につなぐ 伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊 産婦に対し、経済的支援を一体として実施 する。	健康・医療連携課	妊婦や特に 0～2 歳の低年齢期の子育て家庭に 寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うこ とを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援 の充実を図るとともに、妊産婦に対し、経済的支 援を一体として実施した。 【成果実績】 ・経済的支援 *出産応援分 356 人 *子育て応援分 352 人 ・伴走型支援 面接や家庭訪問等を実施	別事業 として 「拡充」	R5.1～開始。 国の制度変更に伴 い、R7～「妊婦のた めの支援給付」・「妊 婦等包括相談支援 事業」として実施す るため、本事業は R6 で終了(R7 は 経過措置としての 実施のみ)。

3. 経済的支援

◆施策の方向性

必要な支援が必要な人に確実に届くよう、制度の周知、手続きの支援、関係機関との情報共有等に取り組みます。金銭的な支援だけではなく、多様な支援施策と連携し、効果的な支援の充実を図ります。

◆主な施策の取組状況(令和 6 年度実績)

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7 の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
1	特別児童扶養手当	心身に一定の障害を有する 20 歳未満の児童を養育する人に手当を支給する。	こども育成課	相談に来られる方に対して制度の案内に努めた。また、他課と連携し、対象となる子どもがいる世帯への事業周知にも努めた。 【成果実績】 ・受給権者 232 人	継続	
2	児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない 0 歳～18 歳(障害児の場合は 20 歳未満)の児童を養育する人(ひとり親家庭の保護者等)を対象に、手当を支給する。	こども育成課	手当の対象となる方に対しては、離婚前から相談を受け、制度や必要書類の他、養育費確保支援事業や無料法律相談等の関連事業について、適宜案内を行った。 【成果実績】 ・延べ児童数 11,342 人 ・支給実績 326,557,460 円	継続	R6.11～実施されている対象世帯の拡充が R7 に満年度化する。 ※国の制度改正による
3	児童手当	0歳～15 歳に達した年度末までの児童を養育する保護者等に手当を支給する。	こども育成課	他課と連携し、手当の対象となる世帯が漏れなく受給できるよう事業の周知に努めた。電話や窓口で相談のあった方に対し、必要書類の案内等を行った。 【成果実績】 ・延べ児童数 82,021 人 ・支給額 960,865,000 円	継続	R6.10～実施されている所得制限の緩和が R7 に満年度化する。 ※国の制度改正による

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7 の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
4	生活保護受給世帯の子ども学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯の高校生等のアルバイト等の収入のうち、学習塾費等に充てられる費用については、就学のために必要な費用として、収入認定から除外する。	生活支援課	書面及び訪問時等で制度の案内を行い、周知を図った。	継続	
5	生活保護制度における高等学校等就学費	生活保護受給世帯の子どもが高等学校等に就学する際の学用品費、教材代、授業料、交通費等を支援する。	生活支援課	書面及び訪問時等で制度の案内を行い、周知を図った。	継続	
6	生活保護制度における進学・就職準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学する際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給する。	生活支援課	書面及び訪問時等で制度の案内を行い、周知を図った。	継続	
7	子どもの医療費助成事業	0歳から 18 歳に達した年度末までの子どもの保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成する。	保険年金課	0歳から 18 歳に達した年度末までの子どもの保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成した。 【成果実績】 ・対象者数 8,250 人 ・助成額 256,159,871 円	継続	
8	ひとり親家庭等の医療費助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等の 18 歳に達した年度末までの子どもとその保護者の保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成する。	保険年金課	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等の 18 歳に達した年度末までの子どもとその保護者の保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成した。 【成果実績】 ・対象者数 1,294 人 ・助成額 47,154,941 円	継続	
9	大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の人の経済的自立を図るため、子どもの進学や親の技術習得などに対して資金の貸し付けを行う。	こども育成課	相談に来られた方に対し、本事業を案内し、併せて申請書類の確認、必要額の相談等を実施した。また、各々の実情に応じ、社協など他機関の事業も併せて案内した。 【成果実績】 ・決定件数 1 件 ・相談件数 7 件	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7 の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
10	ひとり親家庭等無料法律相談事業	ひとり親家庭や離婚を考えている人などを対象に、弁護士による無料相談を行う。	こども育成課	離婚前相談のあった方や、ひとり親となった方に対し、ちらしや広報、ホームページ、LINE などを利用した事業周知を行った。また、ひとり親の来庁が増える児童扶養手当の現況届提出月には、相談日を 2 日に増やして実施した。 【成果実績】 ・相談件数 20 件 全 48 回(4 回/日×12 日/年。1 回あたり 45 分)	継続	
11	助産制度	経済的理由で出産費用を負担できない人に対して出産費用を助成する。	子育て支援課	経済的理由で出産費用を負担できない人に対して出産費用を助成した。 【成果実績】 ・決定件数 10 件	継続	
12	実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行幼稚園に通う子どもがいる世帯に対し、副食費(おかず・おやつ等)相当額を補助する(所得制限あり)。	こども育成課	【成果実績】 ・日用品、文具等 *決定件数 8 件 *補助額 33,701 円 ・副食費 *決定件数 8 件 *補助額 133,195 円	継続	日用品、文具等は R5～補助対象に追加。
13	養育費確保支援事業	子どもの成長を経済的に支えるため、養育費の取決めにかかる公正証書作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に要する費用、保証契約に必要な費用の一部を補助する。	こども育成課	電話や窓口で離婚前相談のあった方に対し、制度の案内を行った。児童扶養手当の受給者に対しては、現況届に制度案内を同封し、現況届の手続きの際に養育費の未払いの相談があった方には制度や申請の必要書類を案内した。 【成果実績】 ・決定件数 7 件	継続	R5.7～開始。

4. 就労の支援

◆施策の方向性

子育て世帯の生活基盤と経済的な安定を図るとともに、家族がゆとりを持って接する時間を確保できるワーク・ライフ・バランスの充実に向け、国・大阪府・関係機関と連携し、就労支援を推進します。

◆主な施策の取組状況(令和 6 年度実績)

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7 の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
1	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、主体的な能力開発の取組を支援し、自立促進を図るために給付金を支給する。	こども育成課	申請を検討されている方に対し、制度の案内を行い、手続きを行った。併せて、他制度の案内も行った。 【成果実績】 ・利用実績 2 件 ・相談件数 4 件 (他に、制度内容の確認のために相談に来られる方も複数おられる。)	継続	
2	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、卒業後には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	こども育成課	資格取得を目指すひとり親の方からの相談については、養成機関の入学試験前から継続して受けるなど、次年度の事業開始まで必要な情報提供を随時行った。 また、既に本事業の利用者に対しては、毎月聞き取りや相談を行い、継続した支援を行った。 【成果実績】 ・高等職業訓練促進給付金 7 件 ・高等職業訓練修了支援給付金 4 件	継続	
3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の保護者及びその子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援する。	こども育成課	児童扶養手当の現況届送付の際、事業案内を同封し、周知を図った。 【成果実績】 ・申請・相談 なし	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7 の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
4	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当の受給者の自立・就労支援のため、個々の受給者のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して就労を支援する。	こども育成課	プログラムの作成を通じて受給者本人の状況の見える化を図り、自立や就労支援につなげるようにした。 【成果実績】 ・作成件数 1 件	継続	
5	地域就労支援事業(地域就労支援センター)	働く意欲がありながら、様々な問題を抱えて就職ができない人(ひとり親家庭の親・若年者・障害者・中高年齢者など)や、働くことに不安のある人などを対象に、就労についての相談事業を行う。	商工労働課	地域就労支援センターに地域就労コーディネーターを配置し、就職困難者等に対する相談活動を実施した。 【成果実績】 ・相談件数 2 件	継続	
6	生活困窮者自立支援事業(就労支援事業)	個別の支援を行うことで就労が見込まれる生活困窮者を対象に、就労支援員がハローワークへの同行訪問、履歴書の作成指導、就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。	生活支援課	相談者のうち就労支援を希望された方について、就労支援を実施した。	継続	
7	生活保護制度における就労支援事業	早期に適切な就労支援を行うことで、自立した生活ができるよう、就労支援員がハローワークと連携し、様々な就労支援を実施する。	生活支援課	ハローワーク等と連携を持ち、就労支援を実施した。	継続	
8	生活保護制度における就労自立給付金	生活保護受給者が就職し、生活保護から脱却した場合に求められる税、社会保険料等の負担を緩和するため、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、保護廃止時に支給する。	生活支援課	制度の説明を実施し、制度の要件を満たしている方については、就労自立給付金の支給を行った。	継続	

5. 情報提供支援

◆施策の方向性

親族等に頼ることができない家庭や外国にルーツを持つ家庭など、困難を抱える家庭が必要としている情報を取得しやすくなるよう、相談窓口をよりわかりやすく示すことや事業等の周知方法を検討します。また、適切でスムーズな連携が行えるよう、地域にある社会資源を整理し、支援者や関係機関との連携強化に努めます。

◆主な施策の取組状況(令和 6 年度実績)

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
1	就学援助制度の利用促進	市内小・中学校に在籍する全児童生徒へお知らせを配布。市立小・中学校以外の学校在籍者へ広報・ホームページ等で周知する。	教育総務課	市立小・中学校に在籍する全児童・生徒にお知らせ配布。オンライン申請可能である旨を目立つように表示した。 市立小・中学校以外の学校在籍者には広報・ホームページで周知。新入生については、入学説明会の時にお知らせを配布した。 【成果実績】 <申請者数> ・小学生 548 人 ・中学生 265 人 ・就学予定者(小学校入学準備金) 107 人 ※ 小・中のオンライン申請率は前年度比 9.3%増となり、申請手続きは以前に比べてスムーズになっている。	継続	
2	窓口等における手続き支援	窓口等における手続きに際して、継続して申請書類作成等の支援を行う。	全庁関係課	窓口に来られた方には、相談内容を聞き取り、制度等を丁寧に説明したり、必要に応じて訪問、関係機関へつなぐなど、支援の必要な方に対して、分かりやすい伝え方や支援を行いながら対応した。 また、適宜オンライン申請も取り入れ、手続きの簡素化・利便性向上にも努めた。	継続	

プラン掲載内容				令和 6 年度実施内容(実績)	R7の方針	備考
No.	事業名	概要	担当部局			
3	子どもの貧困対策関連事業のわかりやすい情報発信	子どもの貧困対策に関する情報を集約し、支援が必要な人やその支援者向けにわかりやすく情報発信する。	子どもの貧困対策関係課	市ホームページに「子どもの貧困対策関連事業」のとりまとめページを作成し、情報発信を行った。	継続	
4	子どもの未来応援ネットワーク会議	子どもの未来応援ネットワーク会議を設置することで、庁内の連携を強化し、円滑に子どもの貧困対策を推進する。	子どもの貧困対策関係課	会議を開催し、本計画の前年度の取組状況を確認・共有するとともに、他の自治体の取組事例や財源、地域資源について共有し、庁内連携を図った。 【成果実績】 前年度の取組実績を踏まえて本計画の概要版を更新し、市ホームページ等で周知を図った。	継続	
5	人権相談ネットワーク会議	人権相談ネットワーク会議を設置し、人権相談及び支援の充実について、庁内の連携協力体制を確立し、市の組織全体で人権問題を解決できる仕組みづくりを推進する。	人権問題対策関係課	会議を開催し、各種相談窓口相互の情報交換及び相談のノウハウ等を共有した。	継続	

Ⅲ 評価指標

1. 本計画における評価指標

指 標	現状値	目指す 方向性	最新値	基準日	進捗状況	進捗状況に関する要因等
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	100%	維持	89%	R7.4	×未達成	訪問等において、保護世帯の状況に応じた子の進路について相談を受け、説明等を行ったが、進学を選択されなかったもの。
スクールカウンセラーの年間相談開設日数(小学校)	72 日	増加	84 日	R7.4	○計画通り	前年度と同日数開設でき、活用されている。
スクールカウンセラーの年間相談開設日数(中学校)	78 日	増加	105 日	R7.4	○計画通り	前年度と同日数開設でき、活用されている。
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合(小学生)	78.1%	上昇	86.0%	R7.4	○計画通り	ポジティブ行動支援を市として取り組んでいることが、上昇につながったと考えられる。
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合(中学生)	70.3%	上昇	83.0%	R7.4	○計画通り	ポジティブ行動支援を市として取り組んでいることが、上昇につながったと考えられる。
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合(小学生)	86.0%	上昇	83.7%	R7.4	×未達成	各校において、子どもの実態に応じた特色のある取組や体験的な活動を実施できたが、計画策定時の水準には至っていない。
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合(中学生)	74.4%	上昇	81.5%	R7.4	○計画通り	各校において、子どもの実態に応じた特色のある取組や体験的な活動を実施できている。
「全く読書をしない」子どもの割合(小学生)	28.8%	減少	33.2%	R7.4	×未達成	各校において学校図書館の取組を工夫しているが、授業における計画的な図書の活用や家庭との連携の必要性を感じている。
「全く読書をしない」子どもの割合(中学生)	50.3%	減少	55.3%	R7.4	×未達成	各校において学校図書館の取組を工夫しているが、授業における計画的な図書の活用や家庭との連携の必要性を感じている。

指 標	現状値	目指す 方向性	最新値	基準日	進捗状況	進捗状況に関する要因等
「朝食を毎日食べている」子どもの割合(小学生)	81.1%	上昇	80.2%	R7.4	×未達成	食育指導と併せて、家庭との連携の必要性を感じている。
「朝食を毎日食べている」子どもの割合(中学生)	74.0%	上昇	69.9%	R7.4	×未達成	食育指導と併せて、家庭との連携の必要性を感じている。
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合(小学生)	78.2%	上昇	81.7%	R7.4	○計画通り	各校において計画的キャリア教育が実施できている。
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合(中学生)	61.1%	上昇	62.8%	R7.4	○計画通り	各校において計画的キャリア教育が実施できている。
乳幼児健康診査受診率(4か月)	98.5%	維持 ／ 上昇	99.1%	R7.4	○計画通り	様々な機会を通じて健診の周知・勧奨を図ったことにより受診率向上(維持)につながったと考えられる。
乳幼児健康診査受診率(1歳6か月)	97.3%		97.7%	R7.4	○計画通り	
乳幼児健康診査受診率(2歳6か月歯科)	89.7%		91.5%	R7.4	○計画通り	
乳幼児健康診査受診率(3歳6か月)	96.7%		96.3%	R7.4	○計画通り	
乳児家庭全戸訪問事業の訪問割合(訪問戸数/対象戸数) ※ 長期入院・長期里帰り等で訪問できなかった方には、その後の事業で訪問等を実施。	89.8%	上昇	99.4%	R7.4	○計画通り	様々な機会を通じて健診の周知・勧奨を図ったことにより受診率向上につながったと考えられる。

2. 国の大綱における評価指標に係る本市の状況【参考】

① 教育の支援

指標	国	大阪府	本市	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7% (R3.4)	96.1% (H30.4)	100% (R3 年度) ➡	89% (R7.4)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.6% (R3.4)	3.8% (H30.4)	3% (R3 年度) ➡	6% (R7.4)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	39.9% (R3.4)	43.8% (H30.4)	40% (R3 年度) ➡	50% (R7.4)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	56.9% (R2 年度)	23.4% (H30 年度)	100% (R4 年度) ➡	100% (R7.4)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	61.7% (R2 年度)	23.0% (H30 年度)	100% (R4 年度) ➡	100% (R7.4)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	86.2% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度) ➡	100% (R7.4)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	91.8% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度) ➡	100% (R7.4)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	81.1% (R3 年度)	72.1% (H29 年度)	周知あり ➡	周知あり (R7.4)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	83.7% (R3 年度)	41.9% (H30 年度)	実施有り ➡	実施あり (R7.4)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	85.1% (R3 年度)	65.1% (H30 年度)	実施有り ➡	実施あり (R7.4)

② 生活の安定に資するための支援

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

指標	国	大阪府	本市
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)			
電気料金	14.8%	—	6.9%※
ガス料金	17.2%	—	7.8%※
水道料金	13.8%	—	8.6%※
	(H29 年)		(R4 年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子どもがある全世帯)			
電気料金	5.3%	—	1.7%※
ガス料金	6.2%	—	1.5%※
水道料金	5.3%	—	3.0%※
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験(ひとり親世帯)			
食料が買えない経験	34.9%	—	28.0%※
衣服が買えない経験	39.7%	—	35.6%※
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験(子どもがある全世帯)			
食料が買えない経験	16.9%	—	11.1%※
衣服が買えない経験	20.9%	—	15.3%※
	(H29 年)		(R4 年)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)			
重要な事柄の相談	8.9%	—	10.1%※
いざという時のお金の援助	25.9%	—	35.3%※
	(H29 年)		(R4 年)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)			
重要な事柄の相談	7.2%	—	4.9%※
いざという時のお金の援助	20.4%	—	28.8%※
※本市は等価世帯収入第Ⅰ四分位	(H29 年)		(R4 年)

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

指標	国	大阪府	本市
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	83.0% (R2 年)	—	82.2%※ (R4 年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	87.8% (R2 年)	—	100.0%※ (R4 年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	50.7% (R2 年)	—	33.6%※ (R4 年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	71.4% (R2 年)	—	91.7%※ (R4 年)

④ 経済的支援

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

指標	国	大阪府	本市
子どもの貧困率 国民生活基礎調査	13.5% (H30 年)	—	11.2%※ (R4 年)
全国家計構造調査	8.3% (R1 年)		
ひとり親世帯の貧困率 国民生活基礎調査	48.1% (H30 年)	—	53.3%※ (R4 年)
全国家計構造調査	57.0% (R1 年)		
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	42.9% (H28 年度)	—	40.4%※ (R4 年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	20.8% (H28 年度)	—	77.8%※ (R4 年)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合(母子世帯)	69.8% (H28 年度)	—	66.3%※ (R4 年)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合(父子世帯)	90.2% (H28 年度)	—	66.7%※ (R4 年)